

# 憲法9条と平和学習

大滝 浩道

## はじめに

今年、戦後74年を迎えて、安倍自民党政権の憲法9

条を改正しようとする動きが予断を許さない。

本誌は1983年の創刊号以来、この130号の発刊までの36年間、憲法問題と平和学習をテーマにした特集を13回ほど掲載してきました。

当研究所の性格から、教育にかかる特集は当然のことながら毎回のように企画編集してきました。しかし特定のテーマとしての憲法9条にかかる特集は決して少なくない数であったと考えています。

憲法9条問題にかかる平和教育の特集を、本誌は

この36年間どのように問題をとりえ、どのようにアピールしてきたのか、その足跡をたどってみたい。

以下、平和憲法、平和教育、あるいは戦争の記憶の証言等を中心などつてみたい。

## 1 憲法9条改正問題

憲法改正問題は自民党結党以来の党是である。しかし9条に的を絞った改正が具体的に自民党的政治スケジュールに上つたことは、この60年間余り一回もなかつた。

しかし第一次安倍内閣が成立した2000年以来、にわかに、その改正が政治日程に上つたことは周知のとおりである。

その改正についての執念とも呼ぶべき動きは第二次安倍内閣になつて一層、具体性を帯びてきたことも周知のとおりである。

憲法改正問題について本誌では当研究所の会員でもある新潟大学名誉教授（獨協大学）成嶋隆さんに、そのつどの政治情勢に合わせ論文で問題提起をお願いしてきました。

以下、成嶋さんの論文の内容をたどることで、それぞれの時点での問題の所在を明らかにしてみたい。

2009年12月発行の100号では「憲法9条とソマリア「海賊」問題」で、「海賊」に対処するとして、海上自衛隊のソマリア沖派遣問題を論じている。武器使用上の法的問題点、集団的自衛権行使の可能性等について具体的に問題点を指摘した。

その上で、「軍隊を海外に出さないと守れないような〈国益〉は求めない」という精神こそが「憲法9条の根幹」と指摘している。また「〈国益〉主張にからめとらえられる弱さがあるとしたら、この弱点は早急に克服されねばならないだろう」とも論じている。

この観点はこの夏、ホルムズ海峡をめぐつて「有志連合」の結成が論議される中で、ひきつづいて重要な

問題提起である。

115号（2014年7月）の八重山教科書問題を論

じた特集も同様である。

114号（2014年4月）では政権復帰後の第2次安倍内閣がすすめる、教育基本法の改悪後の、いわゆる〈第2ラウンドの安倍流教育改革〉で①教科書検定基準の改正、②道徳の教科化等を論じている。「日本憲法一九条は……国家の価値中立性という客観的な憲法原則をも定めている。価値中立性原則とは、国家が特定の世界観にくみしてはならないというものである」と指摘している。

自民党が衆参両院で三分二の議席を得て以来、憲法改正は大きな問題になつた。九条の会を中心とする改正反対の声も急速に高まつてきた。

そのなかで本誌は126号（2018年4月）で成嶋さんによる「改訂」を読み解く」とする論文で、現時点の憲法改正の「総論的なテーマとして改訂問題を論じて」いる。このなかで成嶋さんは「安倍首相の憲法観には立憲主義的な理解が欠落している」と断じている。この論文をお願いするにあたつて、当編集部では学習会のテキストに利用できることを願つてお願い

をした。

## 2 戦争を証言する

成嶋さんは戦争体験を語り伝える意義について「自らの体験の意味を大状況としての歴史的文脈のなかで客観的に検証し、そのことを通じて、将来世代が行う国家・社会像の『選択のための『道標』』となるべき歴史的教訓を引き出すという貴重な営み」と定義している。

本誌は戦後50年を経過して、戦争体験の風化が叫ばれる中で107号(2011年9月)と112号(2013年6月)の一回にわたりて戦争体験者の証言を特集した。「いま語り伝える—15年戦争下の子どもたちの戦争体験」と「いま語り伝える戦争体験」がそれである。2つの特集で20の方に証言をしていただいた。そのうちの少くない方たちはすでに鬼籍に入つた。

日本近現代史の著名な研究家、吉田裕さんは「戦争体験者は日本の人口の1割を切り、軍隊経験者となるとさらに限られ20～30万人と推計」(「赤旗」2019年8月6日)されるとしている。

今年広島・長崎の被害を伝えるテレビ報道で、祖父

母の遺品を整理する中で、祖父の原爆の被災を伝える日記が見つかったことが報道された。その子孫の方は遺品整理処理業者に依頼すれば、この日記は永遠に失われるところであつたと述べていた。

映像を含めた紙媒体による資料と保存がますます重要になつてゐる。

## 3 学校における平和学習

本誌39号(1994年11月号)には新潟大学の山崎健さんによる「新潟大学の新しい授業」として1994年から始まつた大学での平和教育の試みについて紹介している。この試みは1985年に提起されたヒロシマ、ナガサキからのアピールにこたえてはじまつた反核署名運動を背景に企画されたものである。

また同じく同大学教授の宮園衛さんの「平和教育の課題」では次のような視点を掲げている。

それによれば、

- ① 戦争認識・近現代史認識をめぐる動向に共通していることは、そこにアジアの人々の視点が欠如しがちである。
- ② 私たち日本人の歴史認識はヨーロッパを中心史觀に陥つ

ており、アジアに対する認識が欠落してきた。

③アジアの人々の視点・立場を共有する嘗みは、私たちの歴史認識（社会認識）と自己認識との往復回路を活発にして、歴史認識の質を鍛えていく。

最近の日本と韓国の徴用工問題をめぐる問題でも以上のような視点が欠落しているように思える。

受け手としての生徒や児童が平和学習や憲法学習をどう受け止めていたかを伺わせる座談会が本誌95号〈2008年9月〉に掲載された。

- 憲法の学習は覚えていません。
- 中高では何も覚えていない。
- 中学校時代に「原爆の話があつたときに憲法に触れたと思うが中身は思い出せない。
- 中学校3年のとき「タコになつたお母さん」…す”い印象に残つてゐる。

日本史の通史（世界史でも）最後まで教えられたのは進学校だからかも。私の勤めた進学校では教科書が終わらないなどと言つことはあり得ない。また理系の生徒には受験勉強の負担の少ない地理を選択することを半ば強制している。

「靖国史観」などは歴史学の研究者からは到底受け入れられないが、センター試験は歴史学の研究成果の上から出題されているはずだ。

#### 4　さいじ

いま130号をふりかえると、平和学習を含めて授業の実践報告が少なかつたと思つ。言い訳を含めれば会員に現場教員が少なくなつたことも反映していると思う。

18才選挙権がスタートした今こそ、主権者教育のあり方について真剣に取り組む必要を痛感した。

（所員・大滝浩道）

いすれも当時、現役の新潟大学の学生の発言である。もう一つ進学校で日本史の授業を担当した教員の発言を上げておこう。